

2015年農林業センサス
農林業経営体調査結果(確定値)概要
＜一関市＞

一関市総務部総務課

利用上の注意

1 合計について

統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

2 表中に用いた記号について

「0」：単位には満たなかったもの。（例：0.3ha → 0ha）

「-」：調査は行ったが事実のないもの。

「X」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

3 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていた（全国で複数の経営を有する世帯数は、2005年で290世帯、2010年で269世帯。）が、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。

【調査の概要】

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（5用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省一都道府県一市区町村一指導員一調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

5 用語の解説

【1】農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350㎡
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250㎡
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

世帯で事業を行う者をいう。

組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

農家以外の農業事業体（販売目的）

平成27年2月1日現在で10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった農業経営体のうち、世帯（農家）以外のもので、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。

【2】組織形態別

法人化している

「農林業経営体」のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社

以下に該当するものをいう。

株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名・合資会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社

保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体

以下に該当するものをいう。

農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

【3】土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。

土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。

- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
- なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年作物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。

また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ稲を作っていても畑とした。

稲を作った田

食用又は飼料用の水稻を作った田をいう。

食用：水稻を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。

飼料用：水稻を作った田のうち、飼料用（ホールクロップサイレージ（WCS）用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。

二毛作した田

食用又は飼料用の水稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。

稲以外の作物だけを作った田

水稲以外の作物だけを作った田をいう。

なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。

何も作らなかった田

災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。

ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。

畑

耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。

普通作物を作った畑

畑のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。

また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。

飼料用作物だけを作った畑

飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。

牧草と輪作している畑はここに含めた。

牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。

牧草専用地

牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。

(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。

(2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。

ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。

何も作らなかった畑

災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。

ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

保有山林

世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

【4】農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。

複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

【5】販売目的の作物

販売目的の作物

販売目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみで作付け（栽培）した場合は含まない。

また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにした場合は含めた。

【6】販売目的の家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。

肉用種、卵用種は問わない。

【7】農業労働力

経営者・役員等

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営における構成員等をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。

臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

【8】農作業の受託

農作業の受託

自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。

水稲作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

【9】農業経営の取り組み

環境保全型農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

化学肥料の低減

化学肥料を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。

農薬の低減

農薬を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。

堆肥による土作り

堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

海外への輸出

農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

事業収入

農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。

【10】 農業用機械

所有台数

機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。

また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。

【11】 農家等

農家

経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯をいう。

【12】主副業別

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

【13】専兼業別

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

兼業従事者

調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口

15～64歳の者をいう。

【14】 経営者・後継者等

経営者

農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の管理運営全般を主宰する者をいう。

農業後継者

15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。経営方針の決定参画者（経営者を除く。）

経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。

- ・ 生産品目や飼養する畜種の選定・規模
- ・ 出荷先
- ・ 資金調達
- ・ 機械・施設などへの投資
- ・ 農地借入
- ・ 農作業受託（請負）
- ・ 雇用及びその管理

【15】 農業従事者等

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

【16】 素材生産量

素材生産量

素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。

一般的には立法メートル（ m^3 ）の単位で表示される。

なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

6 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていた（全国で複数の経営を有する世帯数は、2005年で290世帯、2010年で269世帯。）が、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。

7 その他

表中の％表示について、各項目の合計が四捨五入の関係から100％にならないことがある。

【結果の概要】

1 農林業経営体

農林業経営体数は8,201経営体で、5年前に比べ17.4%減少した。また、このうち農業経営体は8,028経営体で、16.5%減少した。

表1 農林業経営体数 単位:経営体

	農林業 経営体	農業経営体		林業経営体	
		農業経営体	家族経営体	林業経営体	家族経営体
2015年	8,201	8,028	7,827	924	856
2010年	9,932	9,617	9,442	1,768	1,652
増減数	▲ 1,731	▲ 1,589	▲ 1,615	▲ 844	▲ 796
増減率(%)	▲ 17.4	▲ 16.5	▲ 17.1	▲ 47.7	▲ 48.2

(注)農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

農業経営体のうち、法人化している経営体は111経営体で、5年前に比べ12.1%増加しており、特に各種団体は36経営体と5年前に比べ24.1%増加した。

一方、法人化していない経営体は7,917経営体で、5年前に比べ16.8%減少した。

表2 組織形態別経営体数 単位:経営体

	計	法人化している					地方公共 団体・財産 区	法人化し ていない
		小計	農事組合 法人	会 社	各種団体	その他の 法人		
2015年	8,028	111	14	59	36	2	-	7,917
2010年	9,617	99	14	54	29	2	1	9,517
増減数	▲ 1,589	12	0	5	7	0	#VALUE!	▲ 1,600
増減率(%)	▲ 16.5	12.1	0.0	9.3	24.1	0.0	#VALUE!	▲ 16.8

(注)会社は、株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社であること。

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.5～1.0ha未満層が2,623経営体で一番多くなっている。また5年前に比べ、3.0～5.0ha未満層以下と20.0～30.0ha未満及び100ha以上の階層は減少、10.0～20.0ha未満層と30.0～50.0ha未満及び50.0～100ha未満の階層は増加した。

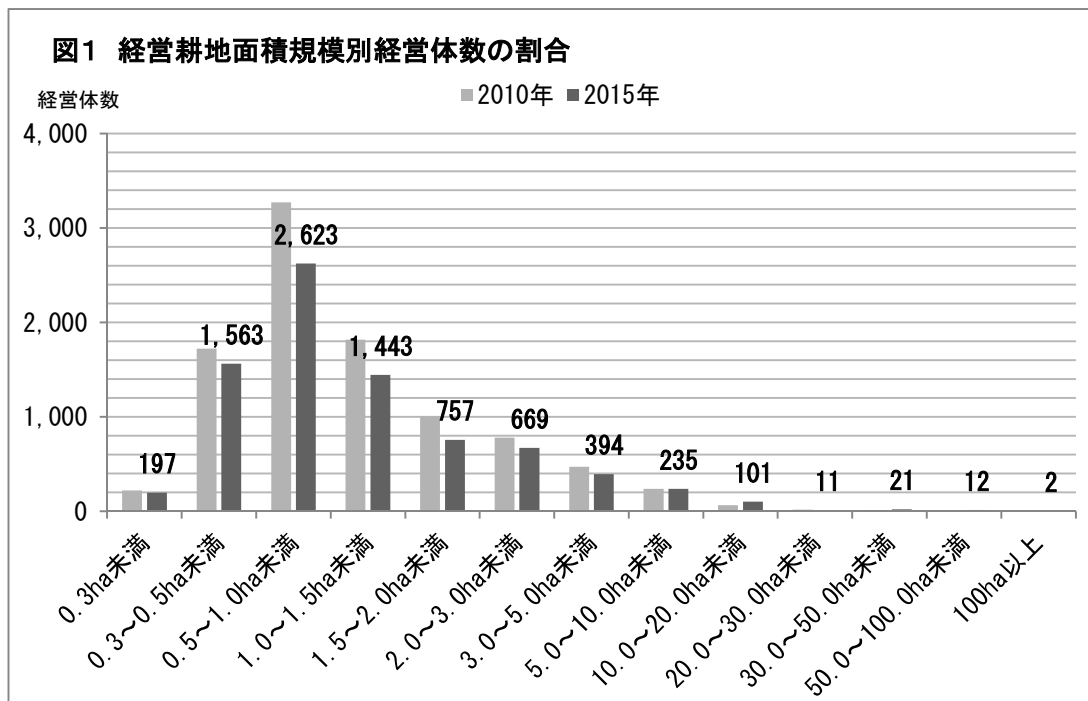
表3 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

	計	0.3ha未満	0.3～0.5ha未満	0.5～1.0ha未満	1.0～1.5ha未満	1.5～2.0ha未満	2.0～3.0ha未満	3.0～5.0ha未満
2015年	8,028	197	1,563	2,623	1,443	757	669	394
2010年	9,617	220	1,722	3,271	1,817	1,002	780	469
増減数	▲ 1,589	▲ 23	▲ 159	▲ 648	▲ 374	▲ 245	▲ 111	▲ 75
増減率(%)	▲ 16.5	▲ 10.5	▲ 9.2	▲ 19.8	▲ 20.6	▲ 24.5	▲ 14.2	▲ 16.0

	5.0～10.0ha未満	10.0～20.0ha未満	20.0～30.0ha未満	30.0～50.0ha未満	50.0～100ha未満	100ha以上
2015年	235	101	11	21	12	2
2010年	235	64	15	14	5	3
増減数	0	37	▲ 4	7	7	▲ 1
増減率(%)	0.0	57.8	▲ 26.7	50.0	140.0	▲ 33.3

(注1)0.3ha未満には「経営耕地なし」も含む。



(3) 農産物販売金額規模別経営体数

農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、50万円未満層が3,457経営体と一番多く、次いで50～100万円未満層が1,246経営体となっている。なお、5年前に比べると農産物の販売なし層から300～500万円未満層までは20%超の減少が目立ち、500万～700万円未満層以上は、700～1,000万円未満、1,500～2,000万円未満、1～5億円未満層を除いて増加した。

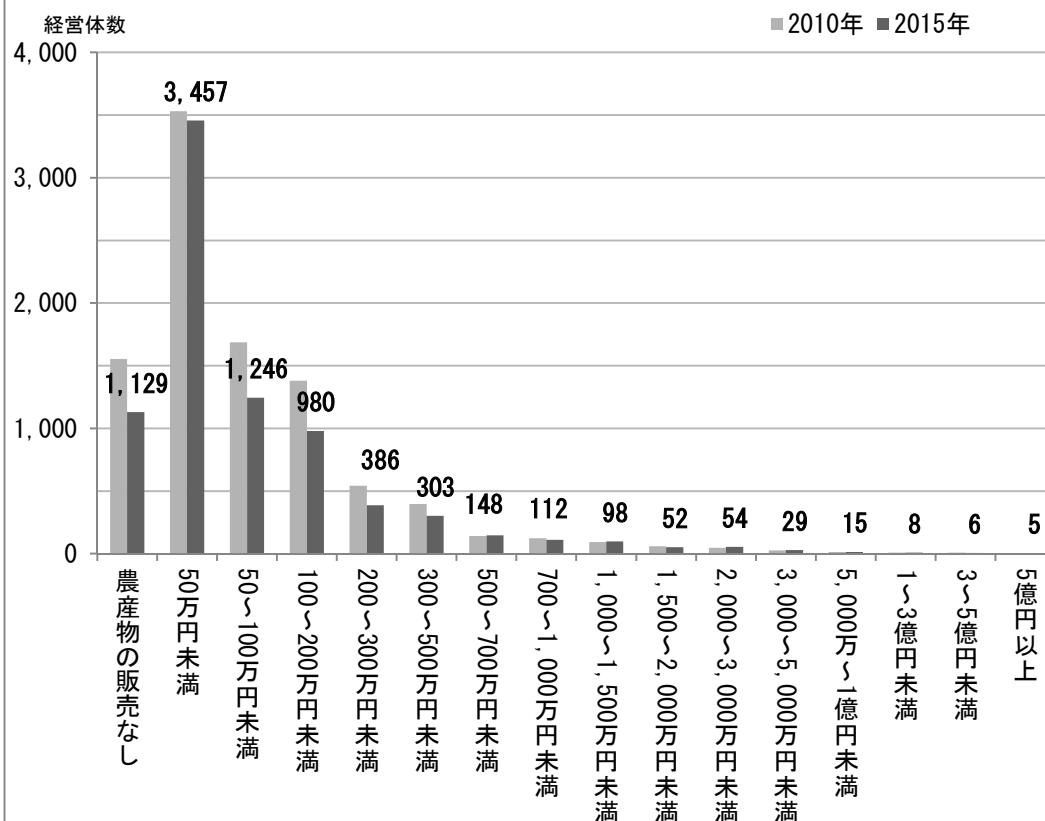
表4 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

	計	農産物の販売なし	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満
2015年	8,028	1,129	3,457	1,246	980	386	303	148	112
2010年	9,617	1,555	3,531	1,687	1,379	542	396	142	123
増減数	▲ 1,589	▲ 426	▲ 74	▲ 441	▲ 399	▲ 156	▲ 93	6	▲ 11
増減率(%)	▲ 16.5	▲ 27.4	▲ 2.1	▲ 26.1	▲ 28.9	▲ 28.8	▲ 23.5	4.2	▲ 8.9

	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000～3,000万円未満	3,000～5,000万円未満	5,000万～1億円未満	1～3億円未満	3～5億円未満	5億円以上
2015年	98	52	54	29	15	8	6	5
2010年	94	60	46	27	13	9	9	4
増減数	4	▲ 8	8	2	2	▲ 1	▲ 3	1
増減率(%)	4.3	▲ 13.3	17.4	7.4	15.4	▲ 11.1	▲ 33.3	25.0

図2 農産物販売金額規模別経営体数の割合



(4) 農業経営組織別経営体数

農業経営体のうち販売のあった経営体数は6,899経営体であり、5年前に比べ14.4%減少した。そのうち単一経営経営体は5,574経営体で、5年前に比べ10.4%減少した。また、販売のあった経営体の中での単一経営経営体及び複合経営経営体の構成比については、5年前に比べ単一経営経営体が3.6ポイント増加した。

表5 農業経営組織別経営体数 単位:経営体

	販売のあった経営体	単一経営	準単一複合経営	複合経営
2015年	6,899	5,574	1,011	314
2010年	8,062	6,220	1,410	432
増減数	▲ 1,163	▲ 646	▲ 399	▲ 118
増減率(%)	▲ 14.4	▲ 10.4	▲ 28.3	▲ 27.3
2015年構成比	100.0%	80.8%	14.7%	4.6%
2010年構成比	100.0%	77.2%	17.5%	5.4%
構成比増減	—	3.6	▲ 2.8	▲ 0.8

(注1) 単一経営とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

(注2) 準単一複合経営とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

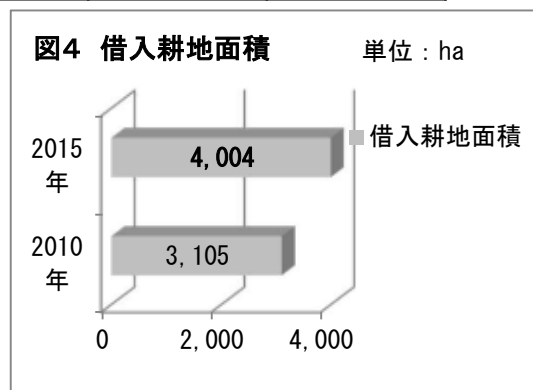
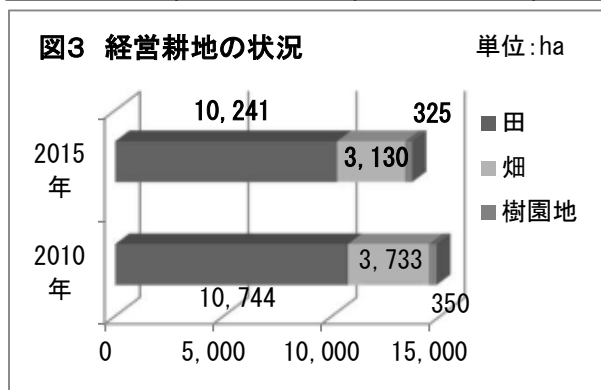
(注3) 複合経営とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

(5) 経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地総面積は13,696haで、5年前に比べ7.6%減少した。耕地種類別にみると、田が10,241ha、畑が3,130ha、樹園地が325haで、5年前に比べてそれぞれ4.7%、16.2%、7.1%減少した。一方、借入耕地面積は4,004haで、5年前に比べ29.0%増と大幅に増加した。

表6 経営耕地の状況 単位:ha

	経営耕地総面積	田の面積	畑の面積	樹園地の面積	借入耕地面積
2015年	13,696	10,241	3,130	325	4,004
2010年	14,827	10,744	3,733	350	3,105
増減数	▲ 1,131	▲ 503	▲ 603	▲ 25	899
増減率(%)	▲ 7.6	▲ 4.7	▲ 16.2	▲ 7.1	29.0



(6) 経営耕地面積規模別面積

農業経営体の経営耕地を面積規模別の面積で階層ごとにみると、5年前に比べ10.0ha～20.0ha未満層及び30.0～100.0ha未満層は増加しているが、それ以外の階層では減少している。

表7 経営耕地面積規模別面積

単位:ha

	計	0.3ha未満	0.3～ 0.5ha未満	0.5～ 1.0ha未満	1.0～ 1.5ha未満	1.5～ 2.0ha未満	2.0～ 3.0ha未満	3.0～ 5.0ha未満
2015年	13,696	16	608	1,859	1,744	1,295	1,612	1,477
2010年	14,827	16	677	2,334	2,204	1,721	1,858	1,746
増減数	▲ 1,131	0	▲ 69	▲ 475	▲ 460	▲ 426	▲ 246	▲ 269
増減率(%)	▲ 7.6	0.0	▲ 10.2	▲ 20.4	▲ 20.9	▲ 24.8	▲ 13.2	▲ 15.4
2015年 構成比	100.0%	0.1%	4.4%	13.6%	12.7%	9.5%	11.8%	10.8%
2010年 構成比	100.0%	0.1%	4.6%	15.7%	14.9%	11.6%	12.5%	11.8%
構成比増減	—	0.0	▲ 0.2	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 0.7	▲ 1.0

	5.0～ 10.0ha未満	10.0～ 20.0ha未満	20.0～ 30.0ha未満	30.0～ 50.0ha未満	50.0～ 100.0ha未満	100ha以上
2015年	1,584	1,300	249	790	779	383
2010年	1,597	836	361	537	333	606
増減数	▲ 13	464	▲ 112	253	446	▲ 223
増減率(%)	▲ 0.8	55.5	▲ 31.0	47.1	133.9	▲ 36.8
2015年 構成比	11.6%	9.5%	1.8%	5.8%	5.7%	2.8%
2010年 構成比	10.8%	5.6%	2.4%	3.6%	2.2%	4.1%
構成比増減	0.8	3.9	▲ 0.6	2.2	3.5	▲ 1.3

(7) 農産物販売金額1位の出荷先別経営体数

農業経営体のうち、農産物販売金額1位の出荷先別経営体数では、5年前に比べ農協以外の集出荷団体が457経営体で35.0%、農協が5,684経営体で15.6%減少した一方、その他が135経営体で206.8%、食品製造業・外食産業が53経営体で55.9%、卸売市場が92経営体で19.5%増加した。

表8 農産物販売金額1位の出荷先別経営体数

単位:経営体

	農産物の 販売のあつ た経営体	農産物販売金額1位の出荷先別						
		農協	農協以外 の集出荷 団体	卸売市場	小売業者	食品製造 業・外食 産業	消費者に 直接販売	その他
2015年	6,899	5,684	457	92	152	53	326	135
2010年	8,062	6,731	703	77	137	34	336	44
増減数	▲ 1,163	▲ 1,047	▲ 246	15	15	19	▲ 10	91
増減率(%)	▲ 14.4	▲ 15.6	▲ 35.0	19.5	10.9	55.9	▲ 3.0	206.8

(8) 農業労働力(雇用者)

農業経営体のうち、雇用者を受け入れた経営体数は1,514経営体(農業経営体全体に占める割合は18.9%)で、前回に比べ34.5%減少した。また、過去1年間に農業経営のために雇用された実人数は7,282人となった。

表9 農業労働力(雇用者)

	計			常雇い			※臨時雇い		
	雇い入れた 実経営体数	実人数	のべ人日	雇い入れた 実経営体数	実人数	のべ人日	雇い入れた 実経営体数	実人数	のべ人日
2015年	1,514	7,282	226,952	116	605	139,072	1,476	6,677	87,880
2010年	2,311	11,001	182,726	81	407	90,955	2,281	10,594	91,771
増減数	▲ 797	▲ 3,719	44,226	35	198	48,117	▲ 805	▲ 3,917	▲ 3,891
増減率(%)	▲ 34.5	▲ 33.8	24.2	43.2	48.6	52.9	▲ 35.3	▲ 37.0	▲ 4.2

(注)臨時雇いについては、「手伝い等」を含む。

(9) 水稲作受託作業種類別経営体数

農業経営体の水稲作受託作業を作業種類別にみると、全作業を行った経営体は122経営体で前回に比べ1.7%と微増し、部分作業を行った経営体は、882経営体で前回に比べ8.7%減少した。

表10 水稲作受託作業種類別経営体数

単位:経営体

	経営体数	全作業	部分作業						
			実経営体数	育苗	耕起・ 代かき	田植	防除	稲刈り・ 脱穀	乾燥・ 調製
2015年	923	122	882	268	558	511	123	532	397
2010年	1,031	120	966	299	610	534	108	582	446
増減数	▲ 108	2	▲ 84	▲ 31	▲ 52	▲ 23	15	▲ 50	▲ 49
増減率(%)	▲ 10.5	1.7	▲ 8.7	▲ 10.4	▲ 8.5	▲ 4.3	13.9	▲ 8.6	▲ 11.0

(10) 販売目的で作付(栽培)した作物の類別作付け(栽培)経営体数

販売目的で作物を作付け(栽培)した農業経営体数は「いも類」「野菜類」「その他の作物」を除き減少しており、特に工芸農作物(前回比56.2%減)、麦類(前回比31.3%減)等の減少が著しくなっている。

表11 販売目的で作付した(栽培)した作物の類別作付け(栽培)経営体数 単位:経営体

	類別作付(栽培)経営体数									
	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類・花木	その他の作物	果樹類
2015年	6,349	44	62	347	444	130	1,472	313	465	310
2010年	7,339	64	78	248	456	297	1,356	373	42	335
増減数	▲ 990	▲ 20	▲ 16	99	▲ 12	▲ 167	116	▲ 60	423	▲ 25
増減率(%)	▲ 13.5	▲ 31.3	▲ 20.5	39.9	▲ 2.6	▲ 56.2	8.6	▲ 16.1	1,007.1	▲ 7.5

(11) 販売目的で作付(栽培)した作物の類別作付け(栽培)面積

販売目的の作付面積が最も大きいのは稲の6,009ha、次いでその他の作物の731haとなっている。その他の作物は前回に比べ大幅な増加となっている。

表12 販売目的で作付(栽培)した作物の類別作付け(栽培)面積 単位:ha

	類別作付(栽培)面積									
	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類・花木	その他の作物	果樹類
2015年	6,009	127	36	16	157	52	238	84	731	289
2010年	6,303	111	23	17	185	109	233	118	9	310
増減数	▲ 294	16	13	▲ 1	▲ 28	▲ 57	5	▲ 34	722	▲ 21
増減率(%)	▲ 4.7	14.4	56.5	▲ 5.9	▲ 15.1	▲ 52.3	2.1	▲ 28.8	8,022.2	▲ 6.8

図5 作物類別作付経営体数

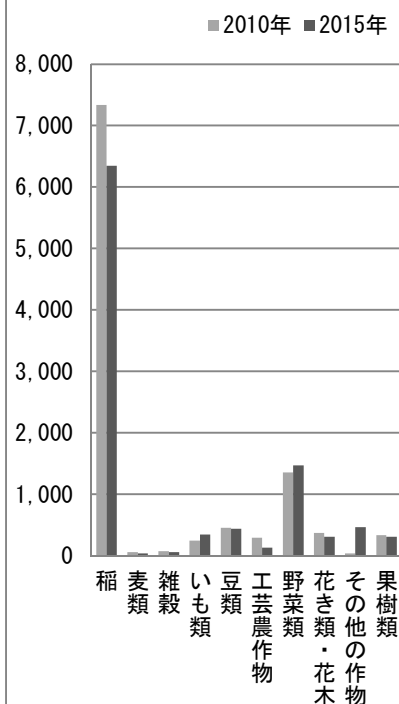
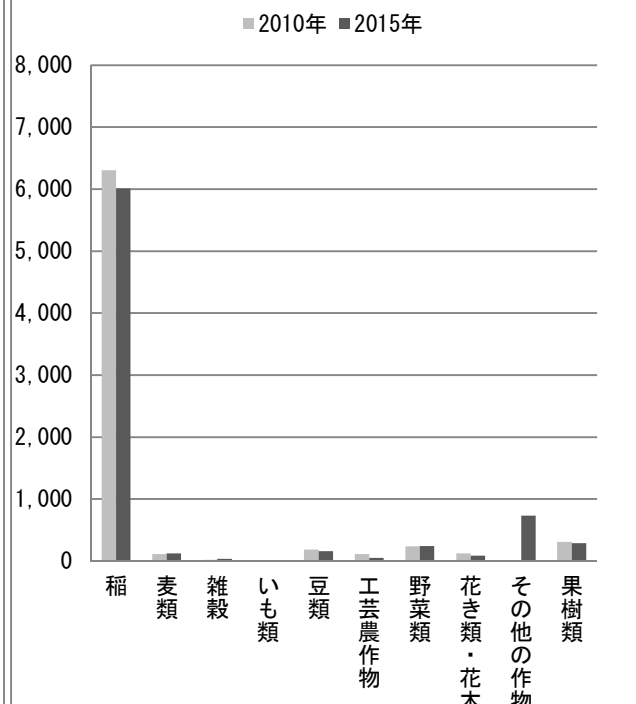


図6 作物類別作付面積



(12) 家畜等を販売目的で飼養している経営体数及び飼養頭羽数

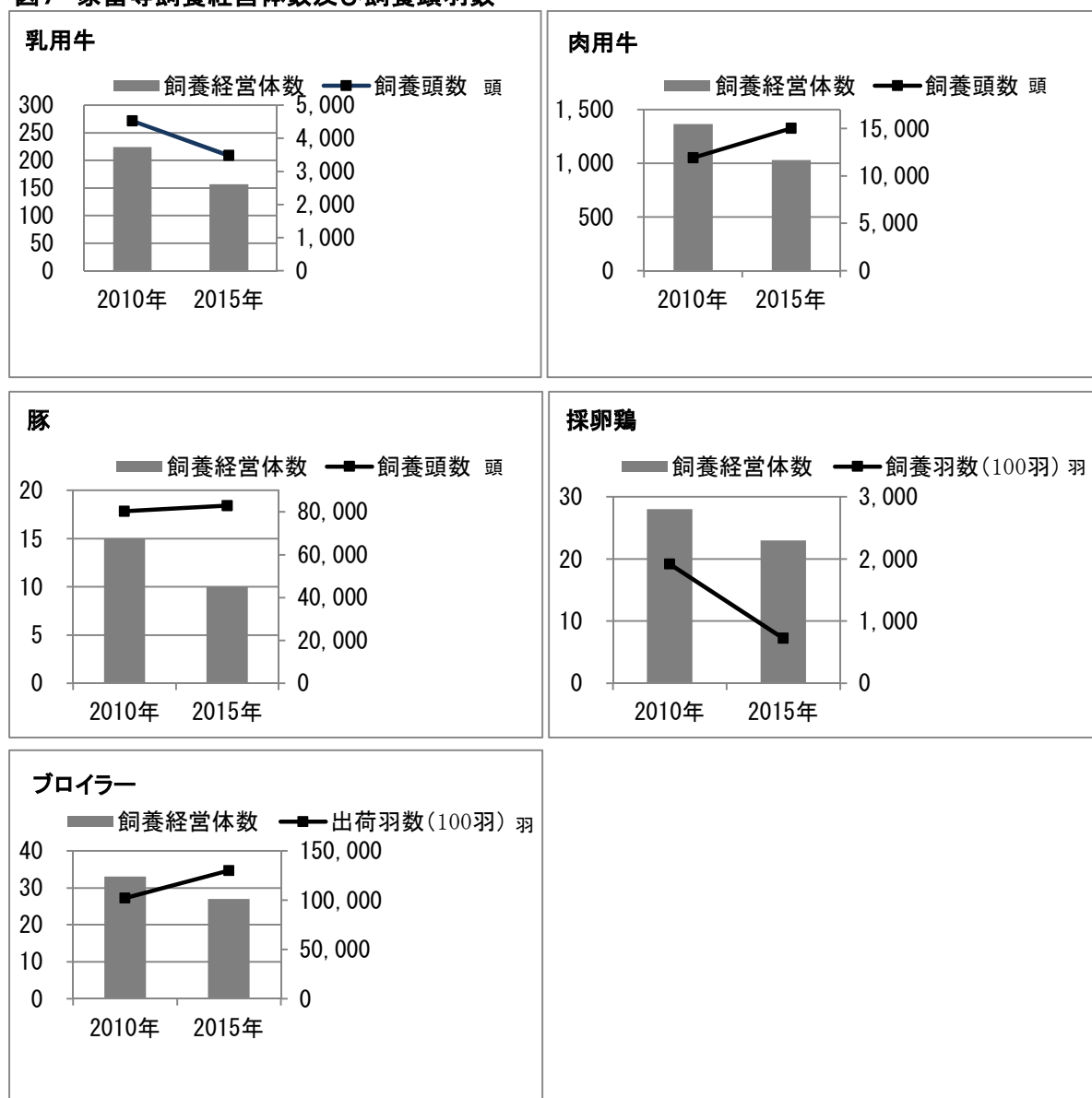
家畜等を販売目的で飼養(出荷)している経営体数をみるとすべて減少している。豚が33.3%と減少幅がもっとも大きく、減少幅が小さい採卵鶏が17.9%となっている。
飼養頭羽数では、ブロイラーが27.5%、肉用牛が26.1%の増加となっている。

表13 家畜等を販売目的で飼養している経営体数及び飼養頭羽数

単位:経営体、頭、羽

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養羽数(100羽)	出荷した経営体数	出荷羽数(100羽)
2015年	157	3,480	1,030	15,021	10	82,878	23	722	27	129,979
2010年	224	4,525	1,363	11,912	15	80,237	28	1,919	33	101,983
増減数	▲ 67	▲ 1,045	▲ 333	3,109	▲ 5	2,641	▲ 5	▲ 1,197	▲ 6	27,996
増減率(%)	▲ 29.9	▲ 23.1	▲ 24.4	26.1	▲ 33.3	3.3	▲ 17.9	▲ 62.4	▲ 18.2	27.5

図7 家畜等飼養経営体数及び飼養頭羽数



4 総農家数等

総農家数は11,352戸で、5年前に比べ11.6%減少した。そのうち販売農家数は7,795戸で17.1%減少、自給的農家数は3,557戸で3.6%増加した。

また、土地持ち非農家は3,631戸で5年前に比べ24.0%増加した。

表14 総農家数等

単位：戸

	総農家数	販売農家数	自給的農家数	土地持ち非農家
2015年	11,352	7,795	3,557	3,631
2010年	12,838	9,404	3,434	2,929
増減数	▲ 1,486	▲ 1,609	123	702
増減率(%)	▲ 11.6	▲ 17.1	3.6	24.0

(注1) 農家(総農家)とは、調査期日現在で経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

(注2) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(注3) 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(注4) 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

図8 総農家数

単位：戸

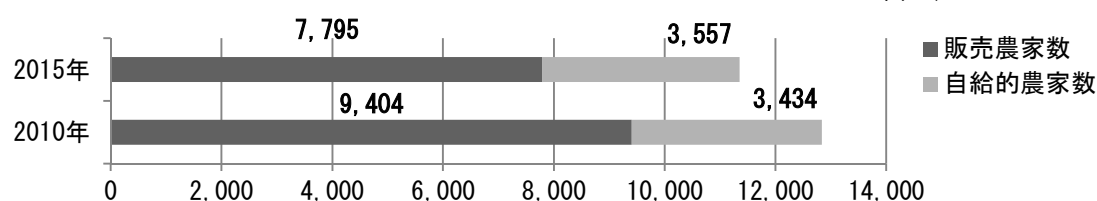


図9 総農家数の推移

単位：戸

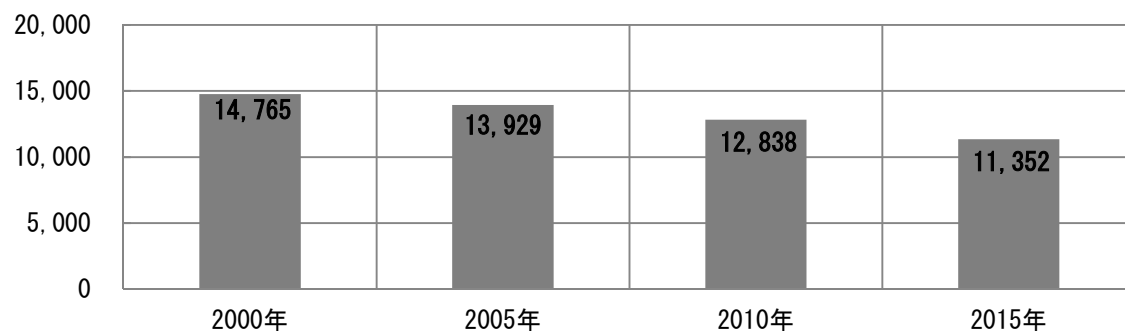
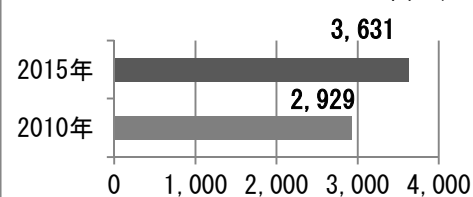


図10 土地持ち非農家

単位：戸



5 販売農家

(1) 主副業別農家数

販売農家を主副業別にみると、5年前に比べ主業農家は1,043戸で27.1%の減少、準主業農家は2,201戸で32.6%の減少、副業的農家は4,551戸で3.3%減少した。

また、主業農家、準主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家も5年前に比べそれぞれ25.5%、30.4%減少した。

表15 主副業別農家数

単位：戸

	計	主業農家		準主業農家		副業的農家
			65歳未満の農業専従者がいる		65歳未満の農業専従者がいる	
2015年	7,795	1,043	792	2,201	776	4,551
2010年	9,404	1,430	1,063	3,268	1,115	4,706
増減数	▲ 1,609	▲ 387	▲ 271	▲ 1,067	▲ 339	▲ 155
増減率(%)	▲ 17.1	▲ 27.1	▲ 25.5	▲ 32.6	▲ 30.4	▲ 3.3
2015年構成比	100.0%	13.4%	—	28.2%	—	58.4%
2010年構成比	100.0%	15.2%	—	34.8%	—	50.0%
構成比増減	—	▲ 1.8	—	▲ 6.6	—	8.4

(注1)主業農家とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

(注2)準主業農家とは、農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

(注3)副業的農家とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

(注4)農業専従者とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

図11 主副業別農家数

単位：戸

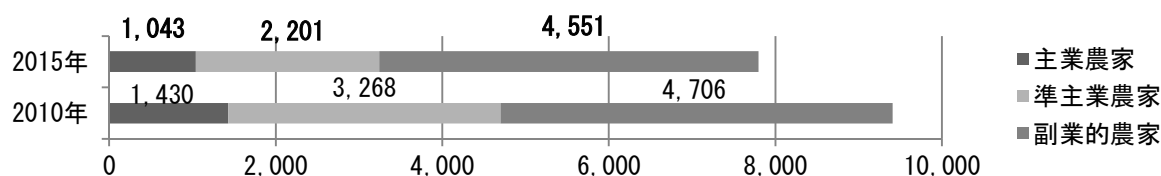


図12 主副業別農家数 2010年

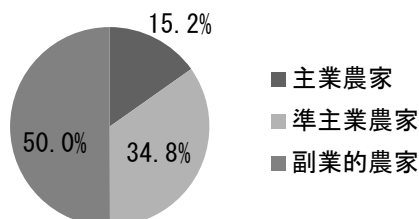
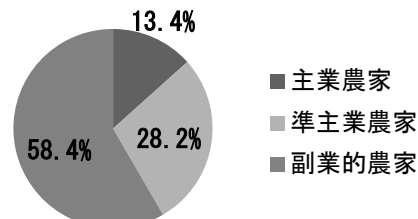


図13 主副業別農家数 2015年



(2) 専兼業別農家数

販売農家を専兼業別にみると、専業農家は1,733戸で前回に比べ10.9%減少しており、うち男子生産年齢人口がいる農家、女子生産年齢人口がいる農家とも同様に減少しているが、女子生産年齢人口がいる農家の方が減少率が大きくなっている。

一方、兼業農家は6,062戸で前回に比べ18.7%減少し、うち第1種兼業農家は16.6%、第2種兼業農家は19.0%、それぞれ減少した。

表16 専兼業別農家数

単位：戸

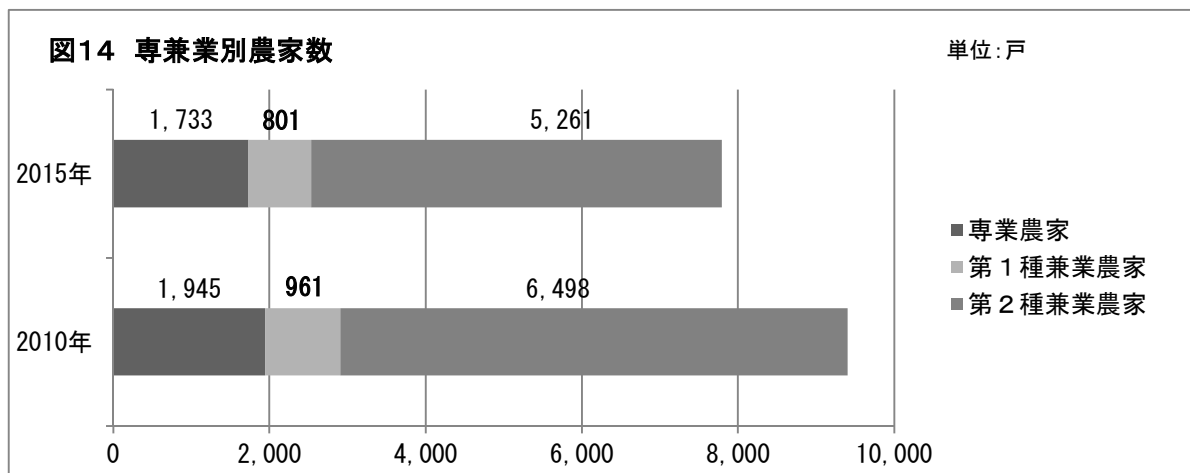
	計	専業農家	生産年齢人口		兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
			男子生産年齢人口がいる	女子生産年齢人口がいる			
2015年	7,795	1,733	527	390	6,062	801	5,261
2010年	9,404	1,945	661	534	7,459	961	6,498
増減数	▲ 1,609	▲ 212	▲ 134	▲ 144	▲ 1,397	▲ 160	▲ 1,237
増減率(%)	▲ 17.1	▲ 10.9	▲ 20.3	▲ 27.0	▲ 18.7	▲ 16.6	▲ 19.0
2015年構成比	100.0%	22.2%	6.8%	5.0%	77.8%	10.3%	67.5%
2010年構成比	100.0%	20.7%	7.0%	5.7%	79.3%	10.2%	69.1%
構成比増減	—	1.5	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 1.5	0.1	▲ 1.6

(注1) 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

(注2) 第1種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。

(注3) 第2種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

(注4) 生産年齢人口とは、15～64歳の者をいう。



(3) 農業従事者数

販売農家の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)は21,229人で、前回に比べ24.0%減少した。

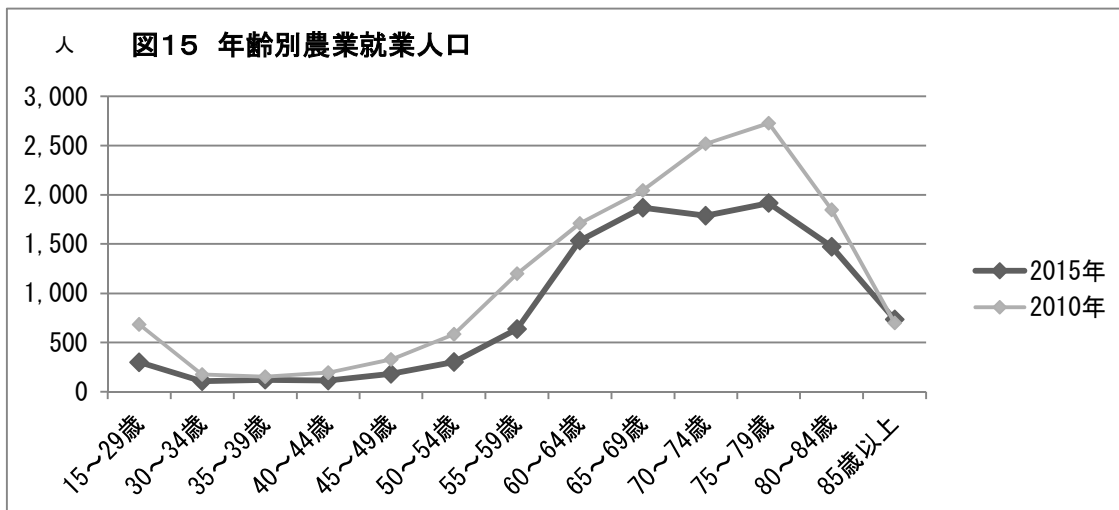
男女別で見ると、男性は11,588人で前回に比べ21.4%、女性は9,641人で前回に比べ26.9%それぞれ減少した。

また、農業従事者の平均年齢は59.3歳で、前回(※2010年数値は一関市と旧藤沢町の平均値)に比べ1.2歳上昇した。

表17 農業従事者数

単位:人、歳

	男女計			平均年齢		
	男女計	男	女	男女計	男	女
2015年	21,229	11,588	9,641	59.3	58.1	60.6
2010年	27,929	14,744	13,185	58.1	56.6	59.8
増減数	▲ 6,700	▲ 3,156	▲ 3,544	1.2	1.5	0.8
増減率(%)	▲ 24.0	▲ 21.4	▲ 26.9	—	—	—
2015年 構成比	100.0%	54.6%	45.4%	—	—	—
2010年 構成比	100.0%	52.8%	47.2%	—	—	—
構成比増減	—	1.8	▲ 1.8	—	—	—



※ 図15の説明は26ページ「(4) 農業就業人口」参照のこと。

(4) 農業就業人口

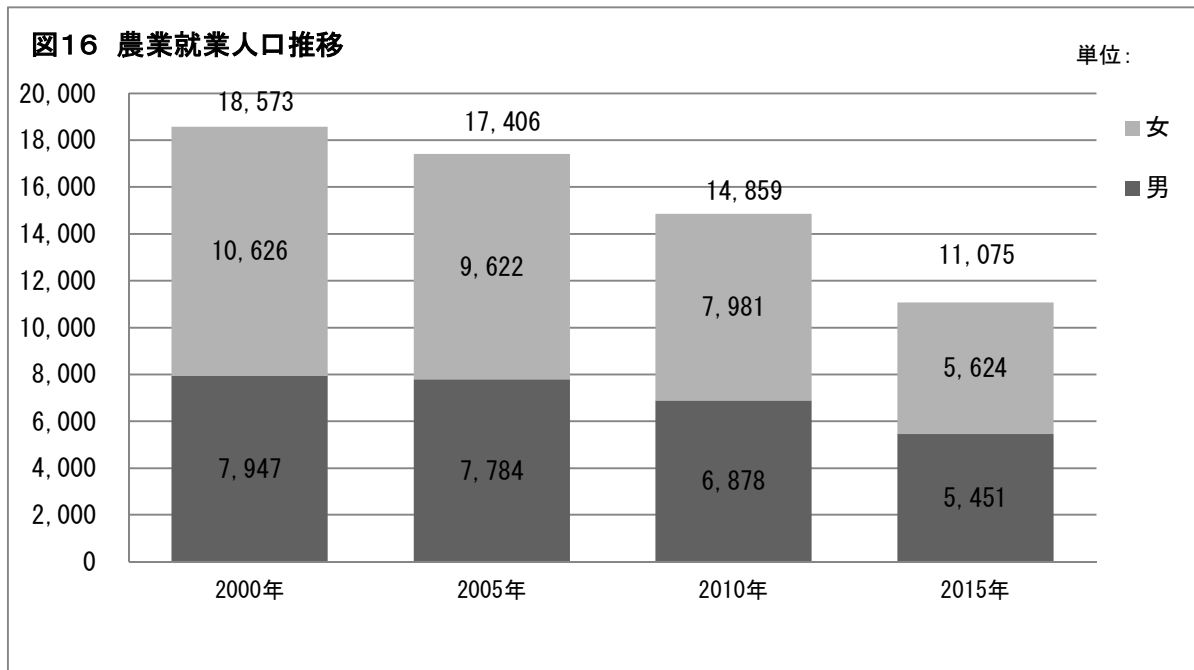
販売農家の農業就業人口は11,075人で5年前に比べ25.5%減少した。年齢階層別では85歳以上を除く全ての階層で減少しており、70～74歳層及び75～79歳層では減少数がそれぞれ729人、813人と大きくなっている。一方、85歳以上の階層では、732人で4.7%増加した。

表18 年齢別農業就業人口(グラフは25ページ「図15 年齢別農業就業人口」参照のこと。) 単位:人、歳

	男女計	年齢階層別							
		男	女	15～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
2015年	11,075	5,451	5,624	299	106	123	112	182	303
2010年	14,859	6,878	7,981	684	175	152	193	327	583
増減数	▲ 3,784	▲ 1,427	▲ 2,357	▲ 385	▲ 69	▲ 29	▲ 81	▲ 145	▲ 280
増減率(%)	▲ 25.5	▲ 20.7	▲ 29.5	▲ 56.3	▲ 39.4	▲ 19.1	▲ 42.0	▲ 44.3	▲ 48.0
2015年 構成比	100.0%	49.2%	50.8%	2.7%	1.0%	1.1%	1.0%	1.6%	2.7%
2010年 構成比	100.0%	46.3%	53.7%	4.6%	1.2%	1.0%	1.3%	2.2%	3.9%
構成比 増減	—	2.9	▲ 2.9	▲ 1.9	▲ 0.2	0.1	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 1.2

	年齢階層別							平均年齢
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
2015年	636	1,536	1,869	1,789	1,915	1,473	732	68.7
2010年	1,199	1,710	2,043	2,518	2,728	1,848	699	68.0
増減数	▲ 563	▲ 174	▲ 174	▲ 729	▲ 813	▲ 375	33	0.8
増減率(%)	▲ 47.0	▲ 10.2	▲ 8.5	▲ 29.0	▲ 29.8	▲ 20.3	4.7	1.1
2015年 構成比	5.7%	13.9%	16.9%	16.2%	17.3%	13.3%	6.6%	—
2010年 構成比	8.1%	11.5%	13.7%	16.9%	18.4%	12.4%	4.7%	—
構成比 増減	▲ 2.4	2.4	3.2	▲ 0.7	▲ 1.1	0.9	1.9	—

(注) 農業就業人口とは、自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。



(5) 基幹的農業従事者数

販売農家の基幹的農業従事者は9,083人で5年前に比べ11.6%減少した。年齢階層別では79歳までの階層においては、全ての階層で減少している。

一方、80歳以上の階層では増加率が大きく、80～84歳層では1,166人で16.7%、85歳以上の階層では492人で107.6%それぞれ増加しており、さらなる高齢化がみられる。平均年齢は69.6歳と前回(※2010年数値は一関市と旧藤沢町の平均値)に比べ1.3歳上昇した。

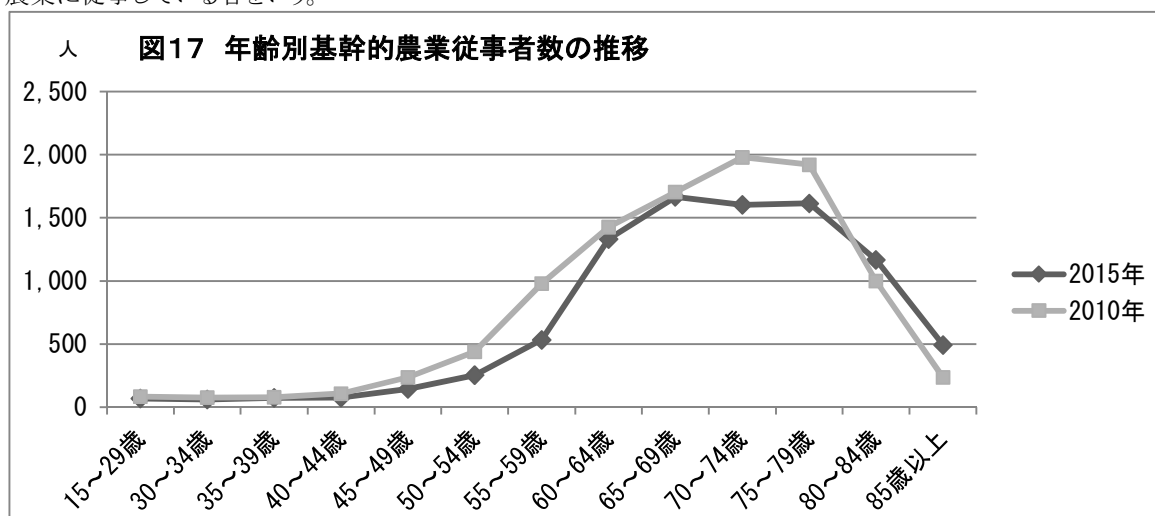
表19 年齢別基幹的農業従事者数

単位:人、歳

	男女計		年齢階層別						
	男	女	15～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	
2015年	9,083	4,118	69	60	73	75	144	253	
2010年	10,272	4,746	82	76	78	108	237	439	
増減数	▲ 1,189	▲ 628	▲ 13	▲ 16	▲ 5	▲ 33	▲ 93	▲ 186	
増減率(%)	▲ 11.6	▲ 13.2	▲ 15.9	▲ 21.1	▲ 6.4	▲ 30.6	▲ 39.2	▲ 42.4	
2015年 構成比	100.0%	45.3%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	1.6%	2.8%	
2010年 構成比	100.0%	46.2%	0.8%	0.7%	0.8%	1.1%	2.3%	4.3%	
構成比 増減	—	▲ 0.9	0.0	0.0	0.0	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 1.5	

	年齢階層別							平均年齢
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
2015年	533	1,333	1,666	1,604	1,615	1,166	492	69.6
2010年	980	1,427	1,705	1,981	1,923	999	237	68.3
増減数	▲ 447	▲ 94	▲ 39	▲ 377	▲ 308	167	255	1.3
増減率(%)	▲ 45.6	▲ 6.6	▲ 2.3	▲ 19.0	▲ 16.0	16.7	107.6	—
2015年 構成比	5.9%	14.7%	18.3%	17.7%	17.8%	12.8%	5.4%	—
2010年 構成比	9.5%	13.9%	16.6%	19.3%	18.7%	9.7%	2.3%	—
構成比 増減	▲ 3.6	0.8	1.7	▲ 1.6	▲ 0.9	3.1	3.1	—

(注) 基幹的農業従事者とは、農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。



(6) 年齢・性別農業経営者数

販売農家の経営者を年齢別にみると、60～69歳の経営者が前回に比べ9.0%増加している以外は全て減少しており、特に40～49歳層では439人(前回に比べ51.4%)、50～59歳層では1,691人(前回に比べ41.4%)減少している。

また、平均年齢は64.9歳と前回(※2010年数値は一関市と旧藤沢町の平均値)に比べ2.5歳上昇している。

表20 年齢・性別農業経営者数

単位:人、歳

	総数	年齢						性別		平均年齢
		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	男	女	
2015年	7,795	12	101	439	1,691	3,025	2,527	7,279	516	64.9
2010年	9,404	16	120	904	2,886	2,775	2,703	8,782	622	62.4
増減数	▲ 1,609	▲ 4	▲ 19	▲ 465	▲ 1,195	250	▲ 176	▲ 1,503	▲ 106	2.5
増減率(%)	▲ 17.1	▲ 25.0	▲ 15.8	▲ 51.4	▲ 41.4	9.0	▲ 6.5	▲ 17.1	▲ 17.0	—
2015年 構成比	100.0%	0.2%	1.3%	5.6%	21.7%	38.8%	32.4%	93.4%	6.6%	—
2010年 構成比	100.0%	0.2%	1.3%	9.6%	30.7%	29.5%	28.7%	93.4%	6.6%	—
構成比 増減	—	0.0	0.0	▲ 4.0	▲ 9.0	9.3	3.7	0.0	0.0	—

(7) 農業後継者数(同居・他出)

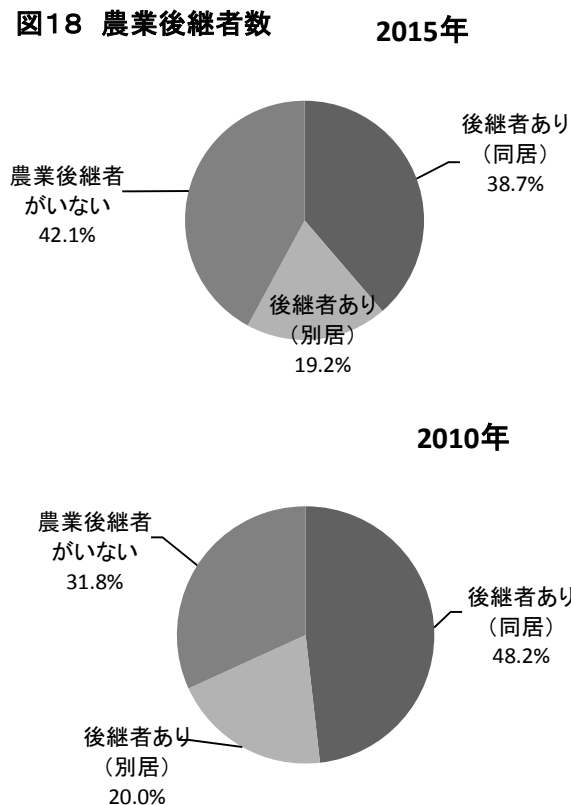
販売農家のうち同居している農業後継者は3,017人で、前回に比べ33.4%減少した。また、世帯から離れて住んでいる他出農業後継者は1,495人で、前回に比べ20.4%減少している。

一方、農業後継者がいない農業経営者は3,283人で前回に比べ9.7%増加した。

表21 農業後継者数(同居・他出) 単位:人

	農業 経営者数	農業後継者がいる		農業後継者 がいない
		後継者あり (同居)	後継者あり (別居)	
2015年	7,795	3,017	1,495	3,283
2010年	9,404	4,533	1,878	2,993
増減数	▲ 1,609	▲ 1,516	▲ 383	290
増減率(%)	▲ 17.1	▲ 33.4	▲ 20.4	9.7
2015年 構成比	100.0%	38.7%	19.2%	42.1%
2010年 構成比	100.0%	48.2%	20.0%	31.8%
構成比 増減	—	▲ 9.5	▲ 0.8	10.3

図18 農業後継者数



6 耕作放棄地面積

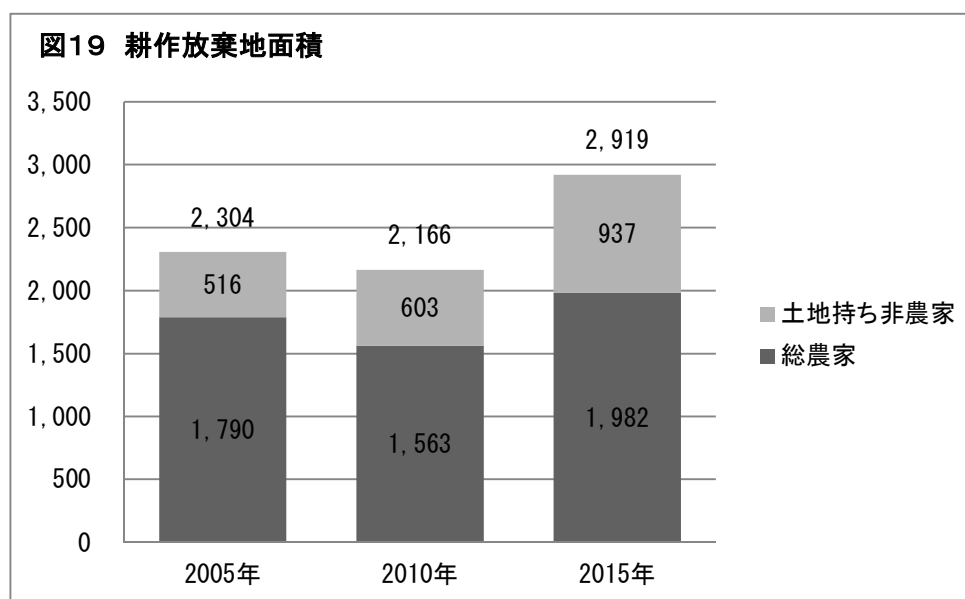
耕作放棄地面積については、2,919haで5年前に比べ34.8%増加した。販売農家では1,324haで30.7%、自給的農家では658haで19.6%、土地持ち非農家では937haで55.4%増加した。

表22 耕作放棄地面積

単位:ha

	計	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
2015年	2,919	1,324	658	937
2010年	2,166	1,013	550	603
増減数	753	311	108	334
増減率(%)	34.8	30.7	19.6	55.4

図19 耕作放棄地面積



7 林業経営体

(1) 組織形態別経営体数

林業経営体は924経営体で、前回に比べ47.7%減少しており、主に法人化していない個人経営体の減少が大きい。組織形態別にみると、法人化している経営体は27経営体で、前回に比べ38.6%減少している。

表23 組織形態別経営体数

単位:経営体

	計	法人化している					地方公共 団体・財産 区	法人化し ていない
		小計	農事組 合法 人	会 社	各種 団体	その他 の 法 人		
2015年	924	27	-	7	15	5	2	895
2010年	1,768	44	-	11	22	11	3	1,721
増減数	▲ 844	▲ 17	#VALUE!	▲ 4	▲ 7	▲ 6	▲ 1	▲ 826
増減率(%)	▲ 47.7	▲ 38.6	#VALUE!	▲ 36.4	▲ 31.8	▲ 54.5	▲ 33.3	▲ 48.0

図20 林業経営体数



(2) 保有山林の状況

山林を保有する林業経営体は917経営体で前回に比べ48.0%減少した。また、保有山林面積は20,312haで前回と比べ27.4%の減少となった。

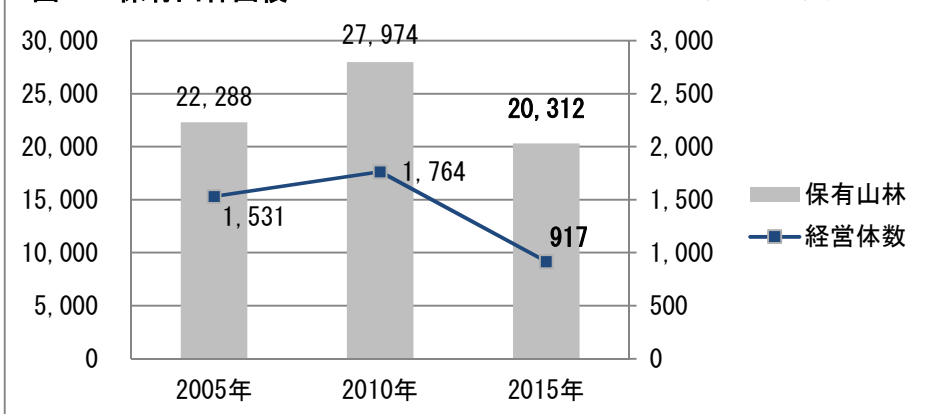
表24 保有山林の状況

単位:経営体、ha

	所有山林		貸付山林		借入山林		保有山林	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
2015年	901	23,576	21	3,760	20	496	917	20,312
2010年	1,732	30,289	30	3,079	47	763	1,764	27,974
増減数	▲ 831	▲ 6,713	▲ 9	681	▲ 27	▲ 267	▲ 847	▲ 7,662
増減率(%)	▲ 48.0	▲ 22.2	▲ 30.0	22.1	▲ 57.4	▲ 35.0	▲ 48.0	▲ 27.4

図21 保有山林面積

単位: ha、戸



(3) 保有山林面積規模別林業経営体数及び素材生産量

保有山林の面積規模別にみた林業経営体数は、924経営体と5年前に比べ47.7%減少した。特に3～5ha未満、5～10ha未満、10～20ha未満の各層の減少数が大きくなっている。一方で、保有山林なし層が75.0%及び500～1,000ha未満層が100.0%増加している。素材生産量については、5年前に比べ34.1%減少した。

表25 保有山林面積規模別林業経営体数及び素材生産量

単位：経営体、m³

	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～30ha未満	30～50ha未満
2015年	924	7	7	309	270	193	52	41
2010年	1,768	4	7	622	610	327	75	62
増減数	▲ 844	3	0	▲ 313	▲ 340	▲ 134	▲ 23	▲ 21
増減率(%)	▲ 47.7	75.0	0.0	▲ 50.3	▲ 55.7	▲ 41.0	▲ 30.7	▲ 33.9

	50～100ha未満	100～500ha未満	500～1000ha未満	1000ha以上	素材生産量(m ³)
2015年	28	14	2	1	122,792
2010年	33	26	1	1	186,429
増減数	▲ 5	▲ 12	1	0	▲ 63,637
増減率(%)	▲ 15.2	▲ 46.2	100.0	0.0	▲ 34.1

(注)素材生産量とは、「丸太」のことをさし、原木ともいう。

